平成２９年（フ）第１１３０号
大阪市平野区平野本町１丁目15番４号　大洋ハイツ203号
債務者　入井しずゑ
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４６号
大阪府高槻市富田町３丁目14番14号　富田コートハウス201号
債務者　山中　健一
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４７号
大阪市西淀川区佃３丁目２番27号　ブライトンテラス千船201号室
債務者　井上　昭彦
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５０号
大阪府枚方市出口２丁目29番１―727号
債務者　松下　泰宏
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５７号
大阪府茨木市大池２丁目21番14号　大池五番館　405号
債務者　原口　秀則
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
岡山県倉敷市中庄3557番地18　シュガーコーポⅡ　102号
債務者　明石　克司
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２号
沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1507番地
債務者　仲宗根八重子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第８５号
栃木県河内郡上三川町大字上三川5067番地２
債務者　塩谷　和美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８号
静岡県藤枝市築地１丁目10番６号　アーバンレジデンス203号、旧住所静岡県藤枝市光洋台11番地の１
債務者　荒木　智裕（旧姓蓑田）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６号
静岡県島田市大草535番地の１　市営大草住宅　Ａ棟　303号室、旧住所静岡県島田市ばらの丘１丁目３番地の６
債務者　清水　勝也
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
静岡市葵区人宿町２丁目４番地の９　ホリホックイン人宿303号（申立時の住所）静岡市葵区新通１丁目３番13―３号
債務者　得永　惠子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２号
岡山県倉敷市林289番地３、旧住所岡山市北区問屋町５番地101リビンコート問屋町タワー1104号
債務者　野上　裕哉
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８３号
東京都江戸川区西小岩５丁目１―14―302
債務者　市山　保洋
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４９号
東京都調布市小島町３丁目16―１―208
債務者　山本比呂志
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０７６号
東京都大田区大森北３丁目19―１―209
債務者　原　佐智子（旧姓高橋・宗形）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３号
静岡市清水区袖師町687番地の１　クレセールエイト102
債務者　吉川　保子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部